

## 第 18 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 3 年 12 月 20 日 (月)
- 2 開閉時間 午後 4 時 30 分開会 午後 5 時 30 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 13 人  
1 番 寺崎秀子 2 番 小野寺昭一 3 番 坂上 修 4 番 佐藤美頭雄  
6 番 開澤克明 7 番 山崎禎彦 8 番 鈴木英博 9 番 松田直人  
10 番 相澤峰基 11 番 北村浩光 12 番 西永和美 13 番 舟根 禎  
14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 5 番 斉藤哲子
- 6 会議出席 岡野事務局長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 10 番 相澤峰基、11 番 北村浩光
- 9 議事内容  
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 2 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について  
報告第 3 号 農業経営改善計画の認定通知について  
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画の要請について

## 10 議事録本紙

議長

これから、第18回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は13名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、10番委員、11番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第4報告第3号「農業経営改善計画の認定通知について」までが報告事項ですので、事務局から説明願います。

主事

それでは、議案2頁をご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案3頁、4頁をご覧ください。

番号が7番の1件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます

位置図については、別冊説明資料の1頁に載せてありますので、ご確認願います

続きまして、議案6頁をご覧ください。

報告第2号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第1項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の4の(5)①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案7頁、8頁をご覧ください。

番号が55番から58番までの4件の申請がございました。

続きまして、議案10頁をご覧ください。

報告第3号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は11頁をご覧ください。

先ほどの報告第2号で意見した4件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

報告について以上です。

議長  
委員  
議長  
議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第5議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案12頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は13頁、14頁をご覧ください。

番号が64番から71番までの8件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、備考欄に記載のとおりで、64番、65番については、借主の離農による解約、66番については、借主の規模縮小による解約、67番については、借主の変更による解約、68番から71番までは、売買による解約でございます。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が6か月以内であるかの確認については、全て合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

なお、議事参与の制限を受ける案件がございます。

67番の案件については、委員が議事参与の制限を受ける案件となっております。

説明は以上です。

議長  
2番委員  
議長  
委員  
議長  
委員  
議長  
2番委員

67番の案件から審議いたします。

議事参与を受ける案件となっておりますので、退席します。

質疑ございませんか。

無しの声

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

67番の案件について認める方は挙手をお願いします。

全員挙手

67番の案件については、認めると決定しました。

着席

議長 残りの案件について審議いたします。  
質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。  
残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは残りの案件について認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第6議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請  
について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案16頁をご覧ください。  
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございま  
す。  
農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利設定に係る許可の可否につ  
いて審議を求めます。  
議案は17頁から20頁までをご覧ください。  
番号が4番から8番までの5件の許可申請がありました。  
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏  
名、経营地、契約の種類、住宅からの距離、賃貸料につきましては、議案に  
記載のとおりです。  
4番の案件につきましては、経営移譲に伴う使用貸借となってございま  
す。  
5番から8番の案件につきましては、借主の規模拡大による新規の賃貸  
借となっております。  
位置図は、説明資料の2頁から7頁までに載せてありますのでご確認願  
います。  
農地法第3条の許可要件については、説明資料の8頁から12頁までの調  
査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしていると判断をしまし  
た。  
なお、議事参与の制限を受ける案件がございます。  
4番の案件については、委員が議事参与の制限を受ける案件となっ  
ています。  
説明は以上です。

議長 4番の案件から審議いたします。

4番委員 議事参与を受ける案件となっておりますので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。  
4番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 4番の案件については、認めると決定しました。

4 番委員 着席  
議長 残りの案件について審議いたします。  
質疑ございませんか。

委員 無しの声  
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。  
残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手  
議長 はい、それでは残りの案件について認めると決定しました。  
議長 続きまして、日程第7議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。

局長 事務局より議案の説明をお願いします。  
それでは、議案22頁をご覧ください。  
議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。  
農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。  
議案は23頁、24頁をご覧ください。  
番号が12番から16番までの5件でございます。  
売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡し  
の時期は議案の記載のとおりです。  
位置図は、説明資料の13頁から17頁までに、調査書は、18頁から22頁までに載せてありますので併せてご確認願います。  
あっせん案件でございますので、担当の委員さんより、あっせんの補足説明をお願いします。

議長 12番です。  
あっせん期間が、12月1日から12月9日まで、反当が182,500円と162,500円で成立しています。

10 番委員 13番です。  
12月1日から12月9日まで、あっせん回数3回で、ほぼ評価通りの額で成立しています。

議長 14番です。  
6 番委員 あっせん期間が、11月28日から12月13日まで、あっせん回数が3回で、反当200,000円で成立しています。

議長 15番です。  
6 番委員 あっせん期間が、11月30日から12月13日まで、あっせん回数5回で成立しています。

議長 16番です。  
2 番委員 12月6日から12月15日までの3回で、総額2,400,000円で成立しています。

議長 それでは、議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました

議長 続きまして、日程第8議案第4号「農業振興地域整備計画の変更(案)について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、25頁をご覧ください。

議案第4号「農業振興地域整備計画の変更(案)について」です。

農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく、変更(案)について、鷹栖町長から計画変更の適否について意見を求められたので審議をお願いします。

議案は26頁をご覧ください。

番号が3番の1件でございます。

変更する土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、用途変更前、変更後、申請者の住所及び氏名につきましては、議案に記載のとおりです。

当該農地は農振法の農用地区域内の農地であるため、駐車場として整備するため、農用地区域からの除外をする内容です。

位置図は、説明資料の23頁に載せてありますのでご確認願います。

付帯決議事項としまして、この変更が承認され、農用地区域からの除外後、当該農地等に係る農地法第4条又は第5条の転用許可に係る申請を受理した場合、当該申請に係る転用案件について、北海道農業会議に意見の聴取をするものとするについて審議願います。

今後、この計画変更が承認されますと北海道農業会議の意見聴取を経て、4月又は5月の定例会で転用に係る審議を行う予定になっています。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更(案)について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「農業振興地域整備計画の変更(案)について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第4号「農業振興地域整備計画の変更(案)につい

て」は、認めると決定しました。

議長

日程については以上になります。

その他に入ります。

局長

議案 27 頁をご覧ください。

その他の案件です。

1 番、次回の定例会についてです。

次回、第 19 回の日程ですが 1 月 28 日（金）の 17 時 00 分からの開催で考えていますがよろしいでしょうか。

議長

よろしいですか。

委員

問題なしの声

議長

それでは 1 月 28 日（金）の 17 時 00 分からでお願いします。

局長

続きまして 2 番、農地移動適正化あっせん経過報告についてです。

追加のあっせん申出がありましたので、あっせん委員の指名についてお願いします。

議長

私から指名してもよろしいでしょうか。

委員

問題なしの声

議長

23 番は、6 番委員、10 番委員、24 番は、1 番委員、5 番委員、12 番委員と私でお願いします。

局長

主な関係機関の日程については議案に記載のとおりですのでご確認ください。

事務局からは以上です。

議長

それでは、以上をもって第 18 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。